

会社法

第1章 会社法の意義 p1～4

1. 会社の意義 p1

[論点1] 一人会社の可否

2. 会社の権利能力の範囲 p1

[論点1] 会社の「定款…で定められた目的の範囲」内の行為（最判 S27.2.15・百1）

3. 法人格否認の法理 p1～2

[論点1] 法人格の否認の要件（最判 S44.2.27・百3）

[論点2] 法人格否認の法理の主張権者（東京高判 S51.4.28 等、東京高判 S48.8.26 等）

[論点3] 判決手続・強制執行手続（最判 S53.9.14、最判 H17.7.15・百4）

4. 会社の商人性・会社の行為の商行為性 p2

[論点1] 会社の商人性・会社の行為の商行為性（最判 H20.2.22・H20 重判9）

5. 名板貸会社の責任 p2～3

[論点1] 「商号」以外の名称等の使用許諾（最判 H7.11.30）

[論点2] 名板借人が商号の使用を許諾された「事業又は営業」（最判 S43.6.13）

[論点3] 「許諾」の態様（最判 S41.1.27）

[論点4] 「誤認」の意味

[論点5] 不法行為に基づく損害賠償債務（最判 S58.1.25、最判 S52.12.23）

6. 表見支配人 p3～4

[論点1] 「支配人」（10条）の意味（最判 S54.5.1）

[論点2] 「使用人」の意味

[論点3] 「会社の…支店」（最判 S37.5.1）

[論点4] 「名称を付した」

[論点5] 「当該本店又は支店の事業に関し」（最判 S54.5.1）

[論点6] 「相手方」の範囲（最判 S28.3.29）

[論点7] 「悪意」（最判 S30.12.19）

第2章 設立 p4～7

第1節. 序説 p5

準則主義／発起人／設立方法

第2節. 設立手続に関する問題点 p5～6

1. 出資の履行 p5～6

[論点1] 預合い

[論点2] 見せ金（最判 S38.12.6・百8）

2. 変態設立事項 p6

[論点3] 原始定款に記載のない財産引受け（最判 S61.9.11・百6）

[論点4] 無効主張の信義則違反（最判 S61.9.11・百6）

第3節. 設立中の会社の法律関係 p6～7

1. 設立中の会社 p6～7

[論点1] 設立中の会社

2. 設立費用 p7

[論点 2] 未履行の設立費用の帰属 (大判 S2.7.4・百 7)

3. 開業準備行為 p7

[論点 3] 発起人による開業準備行為 (最判 S38.12.24)

第4節. 成立後の株式会社に対する責任 p7

1. 任務懈怠責任 (53 条 1 項)

2. 対第三者責任 (53 条 2 項)

3. 出資に関する責任

(1) 出資の履行を仮装した場合の責任

(2) 財産価額填補責任

4. 疑似発起人の責任 (103 条 2 項)

第5節. 設立の無効・会社の不存在・会社の不成立 p7

第3章 株式 p9～26

第1節. 株式と株主 p9～12

1. 他人名義による株式の引受け p9

[論点 1] 他人名義による株式の引受け (最判 S42.11.17・百 9)

2. 株式の内容についての特別の定め p9

3. 種類株式 p9～10

4. 株主平等の原則 p10～11

[論点 1] 擬似配当 (最判 S45.11.24)

[論点 2] 株主総会での座席の取扱い (最判 H8.11.12・百 A8)

5. 利益供与の禁止 p11～12

[論点 1] 保証契約による主債務者に対する「財産上の利益の供与」(東京高判 H29.1.31・H29 重判 2)

[論点 2] 利益供与と株主総会決議の瑕疵の関係 (東京地判 H19.12.6・H20 重判 3)

[論点 3] 株式譲渡の対価としての利益供与 (最判 H18.4.10・百 14)

[論点 4] 違法性阻却 (東京地判 H19.12.6・H20 重判 3)

第2節. 株式の譲渡自由の原則・譲渡制限 p13～16

1. 定款による制限 p13～15

[論点 1] 会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡の効力

(論証 1) 譲渡当事者間 (最判 S48.6.15・百 18)

(論証 2) 会社との関係 (最判 S63.3.15)

(論証 3) 一人会社 (最判 H5.3.30・百 [2 版] 18)

(論証 4) 譲渡人以外の株主全員の同意がある場合 (最判 H9.3.27)

[論点 2] 株式の譲渡担保 (最判 S48.6.15・百 18)

[論点 3] みなし承認 (145 条) 効力の制限 (平成 25 年司法試験設問 1)

2. 契約による譲渡制限 p15～16

[論点 1] 契約による譲渡制限

[具体例] 従業員持株制度と退職従業員の株式譲渡義務 (最判 H7.4.25・百 20、最判 H21.2.17・H21 重判 1)

第3節. 株式の準共有 p17～18

[論点 1] 株式の共同相続 (最判 S45.1.22・百 13 等)

[論点 2] 株式の相続による原告適格の承継 (最判 S45.1.22・百 13)

[論点 3] 準共有株式の権利行使者の指定方法 (最判 H9.1.28・百 11)

[論点 4] 会社の組織に関する訴えを提起する場合にも 106 条が適用されるか (最判 H9.1.28・百 11)

[論点 5] 106 条但書の法意 (最判 H27.2.19・百 12)

第 4 節. 株式の譲渡と権利行使の方法 p19～22

1. 株券発行前の譲渡 p19

[論点 1] 株券の成立時期 (最判 S40.11.16・百 25)

[論点 2] 株券発行前の株式譲渡の効

[論点 3] 株券発行の不当遅滞 (最大判 S47.11.8・百 A4)

[論点 4] 会社側から譲受人を株主として認めて株券を発行することの可否

2. 株主名簿の名義書換え p19～22

[論点 1] 株式の相続

[論点 2] 名義書換未了の株式譲受人の取扱い (最判 S30.10.20)

[論点 3] 名義書換未了株主の原告適格 (名古屋地一宮支判 H20.3.26・百 A35)

[論点 4] 名義書換えの不当拒絶 (最判 S41.7.28・百 15)

[論点 5] 会社側の落ち度により株式譲受人が名義書換手続をしていない場合 (平成 25 年司法試験設問 1)

[論点 6] 失念株

(論証 1) 剰余金配当・株式分割 (最判 S37.4.20、最判 H19.3.8・百 16)

(論証 2) 株主割当ての方法による募集株式の発行 (最判 S35.9.15・百 A5)

第 5 節. 自己株式の取得・子会社による親会社株式の取得規制 p23～24

1. 自己株式の取得 p23～24

[論点 1] 手続規制違反の自己株式取得の効力

[論点 2] 手続規制違反の場合における無効主張権者

[論点 3] 違法な自己株式取得と自己株式処分との関係 (平成 23 年司法試験設問②)

[論点 4] 財源規制違反の自己株式取得の効力

[論点 5] 違法な自己株式取得による会社の損害 (最判 H5.9.9・百 21 参照)

2. 子会社による親会社株式の取得 p24

第 6 節. 投資単位の調整 p25～26

1. 株式の併合・分割 p25～26

2. 株式無償割当て p26

3. 端数の処理 p26

4. 単元株制度 p26

第 4 章 機関 p27～81

第 1 節. 機関総論 p27～28

1. 機関の概念 p27

2. 機関構成に関する基本的なルール p27～28

第 2 節. 株主総会 p29～42

1. 株主総会における決議事項 p29

〔論点 1〕取締役会と並んで株主総会でも代表取締役の選定・解職を決議できるとする定款の定め（最決 H29.2.21・H29 重判 6）

〔論点 2〕代表取締役の選定・解職を株主総会の専権事項とする定款の定め

2. 株主総会の招集 p30～32

〔論点 1〕招集手続を欠いた場合における全員出席総会の決議の効力

3. 株主提案権 p32

4. 一株一議決権の原則とその例外 p32～34

5. 議長の議事整理に関する権限 p34

6. 累積投票制度 p34～35

〔論点 1〕株主総会の招集通知への記載（最判 H10.11.26・百 A12）

7. 議決権を行使する方法 p35～37

（1）株主が株主総会に出席する p35

（2）議決権の代理行使 p35～36

〔論点 1〕議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款規定の有効性（最判 S43.11.1・百 32）

〔論点 2〕議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款規定の射程（最判 S51.12.24）

〔論点 3〕議決権行使の白紙委任の可否（平成 21 年司法試験設問 5）

〔論点 4〕代理人が委任状の指示に反して議決権行使した場合（平成 21 年司法試験設問 5）

〔論点 5〕議決権行使書面（311 条）と委任状（310 条）により矛盾する内容の権利行使がされた場合（平成 21 年司法試験設問 5）

（3）書面による議決権行使 p36

（4）電磁的方法による議決権行使 p36～37

（5）議決権の不統一行使 p37

8. 取締役の説明義務 p37

〔論点 1〕一括説明（一括回答）（最判 S61.2.29・百 35）

9. 株主総会決議の取消しの訴え p37～41

〔論点 1〕主張期間の制限（取消事由の追加主張）（最判 S51.12.24・百 37）

〔論点 2〕選任された役員がすでに全員退任している場合における訴えの利益（最判 S45.4.2・百 38）

〔論点 3〕ある年度の計算書類の承認決議の取消しの訴えの係属中に、次年度以降の計算書類の承認決議がされた場合における訴えの利益（最判 S58.6.7・百 39）

〔論点 4〕同一議案について再決議された場合における訴えの利益（最判 H4.10.29）

〔論点 5〕議案を否決した株主総会決議の取消しの訴えの適法性（最判 H28.3.4・H28 重判 5）

〔論点 6〕会社の組織に関する行為の無効の訴え（828 条 1 項各号）と承認決議取消しの訴えの関係

〔論点 7〕他の株主に関する手続上の瑕疵の主張（最判 S42.9.28・百 36）

〔論点 8〕決議取消判決の遡及効と第三者保護

10. 株主総会決議の不存在確認の訴え p41～42

〔論点 1〕「決議が存在しない」の意義

〔論点 2〕取締役選任決議の不存在の「瑕疵の連鎖」（最判 H2.4.17・百 41）

11. 株主総会決議の無効確認の訴え p42

〔論点 1〕決議無効確認の訴えと決議取消しの訴えの関係（最判 S54.11.16・百 43）

〔論点 2〕「決議の内容が法令に違反すること」の意味（平成 21 年司法試験設問 6）

第3節. 取締役・取締役会 p43～74

1. 取締役の資格等 p43

2. 取締役と株式会社との関係 p43

3. 取締役の選任・解任 p43～44

[論点 1] 339 条 2 項の責任の性質・要件・内容（最判 S57.1.21・百 44 参照）

[論点 2] 役員権利義務者に対する解任の訴え（最判 H20.2.26・百 45）

4. 取締役の職務執行停止・職務代行者の選任 p44

[論点 1] 取締役の職務執行停止・職務代行者選任の仮処分の効力（最判 S45.11.6・百 46）

[論点 2] 代表取締役職務代行者による臨時総会の招集（最判 S50.6.27・百 47）

5. 表見代表取締役 p44～46

[論点 1] 使用人に対する 354 条の類推適用（最判 S35.10.14）

[論点 2] 事実上の取締役に対する 354 条の類推適用（最判 S44.11.27）

[論点 3] 外観の存在

[論点 4] 名称の付与（＝外観への与因）

[論点 5] 「相手方」の範囲（最判 S59.3.29）

[論点 6] 「善意」の意味（最判 S41.11.10、最判 S52.10.14・百 48）

[論点 7] 354 条と 908 条 1 項の関係

6. 取締役会 p46～48

[論点 1] 取締役が会日を知っても出席できない状況下で行われた招集通知（平成 19 年司法試験設問 1）

[論点 2] 「特別の利害関係を有する取締役」の意味

[論点 3] 代表取締役は自己の解職議案に「特別の利害関係」を有するか（最判 S44.3.28・百 66）

[論点 4] 代表取締役は自己の選定議案に「特別の利害関係」を有するか

[論点 5] 特別利害関係取締役の地位（審議に加わることの可否）

[論点 6] 瑕疵ある取締役会決議の効力（最判 H28.1.22・H28 重判 6 参照）

[論点 7] 取締役の一部に対する招集通知を欠いた取締役会の決議の効力（最判 S44.12.2・百 65）

7. 代表取締役 p48～50

（1）重要な業務執行 p48～49

[論点 1] 「重要な財産の処分」（362 条 4 項 1 号）（最判 H6.1.20・百 63）

[論点 2] 「重要な財産の…譲受け」（362 条 4 項 1 号）

[論点 3] 「多額の借財」（362 条 4 項 2 号）

[論点 4] 取締役会の承認を受けない代表取締役の個々の取引行為の効力（最判 S40.9.22・百 64）

[論点 5] 362 条 4 項違反による無効の主張権者（最判 H21.4.17・H21 重判 2）

[論点 6] 株主全員の同意がある場合における取締役会の承認の要否

（2）代表権の濫用 p49～50

（3）代表取締役の権限に対する内部的制限 p50

（4）代表取締役の不法行為

8. 競業取引 p50～51

[論点 1] 「ために」の意義（東京地判 S56.3.26・百 55）

[論点 2] 「事業の部類に属する取引」（東京地判 S56.3.26・百 55）

[論点 3] 取締役による従業員の引き抜き

9. 利益相反取引 p52～58

(1) 直接取引 p52～54

[論点 1] 直接取引における「ために」の意義

[類型]

- [1] 取締役が形式上も相手方会社を代表する場合
- [2] 取締役が実質的に相手方会社を代表すると評価される場合
- [3] 取締役がいずれの会社も形式的には代表しない場合
- [4] 取締役と取引相手方との間に経済的一体性がある場合

(2) 間接取引 p54～56

[論点 2] 間接取引の成否の判断基準

[類型]

- [1] 甲社と乙社の代表取締役を兼任する A が乙社を代表して甲社の債務を保証する場合
- [2] A が甲社と乙社の代表取締役を兼任している場合において、A 以外の代表取締役 B が乙社を代表して甲社の債務を保証するとき
- [3] 甲社の債務を保証する乙社の代表取締役 A が甲社の 100%株主である場合
- [4] 甲社の債務を保証する乙社の代表取締役 A が甲社株式を 51%以上保有している場合

(3) 手続 p56～57

[論点 3] 承認手続を経ない利益相反取引の効力

- ・直接取引の効力（取締役及び取締役が代理・代表した直接取引の相手方との関係）（最大判 S43.12.25・百 58）
- ・直接取引の効力（第三者（相手方からの転得者等）との関係）（最大判 S46.10.13・百 57）
- ・間接取引の効力（相手方や転得者との関係）（最大判 S43.12.25・百 58）

[論点 4] 無効主張権者（最判 S48.12.11）

[論点 5] 類型的にみて会社の利益を害するおそれがない取引

[論点 6] 株主全員の同意（最判 S49.2.6・百 56）

[論点 7] 一人会社と一人株主との間における利益相反取引（最判 S45.8.20）

(4) 監査等委員会の事前の承認 p57

(5) 任務懈怠の推定 p57～58

[論点 8] 利益相反取引における取締役の任務

10. 取締役の報酬等 p58～62

[論点 1] 取締役の報酬規制の趣旨（最判 H15.2.21・百 A17）

[論点 2] 個人別の報酬額の決定を取締役会に一任することの可否（最判 S60.3.26、最判 S31.10.5）

[論点 3] 退職慰労金の金額等の決定を取締役会に一任することの可否（最判 S39.12.11・百 61）

[論点 4] 使用人兼務取締役の使用人給与分（最判 S60.3.26）

[論点 5] 報酬の事後的な不支給又は減額（最判 H4.12.18・百 62）

[論点 6] 定款の定め及び株主総会決議を欠く場合（最判 H15.2.21・百 A17）

[論点 7] 定款の定め・株主総会決議を欠く報酬支給についての追認（最判 H17.2.15）

11. 任務懈怠責任 p62～68

(1) 成立要件 p62～68

[論点 1] 事実上の取締役

[論点 2] 会社を名宛人とする法令（最判 H12.7.7・百 49）

[論点 3] 経営判断の原則（最判 H22.7.15・百 50）

[判例 1] 完全子会社化のための株式の任意買取り (最判 H22.7.15・百 50)

[判例 2] 銀行の取締役の善管注意義務の水準 (最決 H21.11.9)

[判例 3] 会社の不祥事の公表 (ダスキン事件・大阪高判 H18.6.9・H18 重判 2)

[論点 4] MBO における取締役等の公正価値移転義務・適正情報開示義務 (東京高判 H25.4.17・百 54)

(論証 1) 取締役・監査役の公正価値移転義務

(論証 2) 取締役の適正情報開示義務

[論点 5] 取締役の他の取締役に対する監視義務 (最判 S48.5.22・百 71)

- ・非取締役会設置会社の取締役
- ・取締役会設置会社の代表取締役
- ・取締役会設置会社の代表権のない取締役
- ・名目的取締役
- ・信頼の権利

[論点 6] 親会社取締役の子会社に対する監視・監督義務 (福岡高判 H24.4.13・百 53)

[論点 7] 取締役の使用人に対する監視義務 (東京地判 H13.1.25)

[論点 8] 内部統制システムの構築・運用 (最判 H21.7.9・百 52)

(2) 法定利率 p68

(3) 消滅時効 p68

(4) 連帯責任 p68

1 2. 対第三者責任 p68～71

(1) 429 条 1 項 p68～70

[論点 1] 名目的取締役

[論点 2] 適法な選任決議を経ない登記簿上の取締役 (最判 S47.6.15)

[論点 3] 退任登記未了の登記簿上の取締役 (最判 S62.4.16・百 72)

[論点 4] 事実上の取締役

[論点 5] 間接損害を被った株主

(2) 429 条 2 項 p70～71

[論点 6] 「虚偽の記載又は記録」

[論点 7] 虚偽記載等と損害の間の因果関係の要件

(3) 連帯責任 p71

1 3. 役員等の責任の減免・補償・責任保険 p71～74

(1) 任務懈怠責任の免除・限定 p71～72

(2) 補償契約による会社補償 p72～73

(3) 保険契約 p73～74

第 4 節. 監査役・監査役会 p75～77

1. 監査役の監査権限 p75

2. 非監査役設置会社 p75

3. 監査役の同意権・提案権・決定権・意見陳述権 p75～76

4. 監査役の兼任禁止 p76

[論点 1] 横すべり監査役 (最判 S62.4.21、東京高判 S61.6.26)

[論点 2] 顧問弁護士と監査役の兼任 (大阪高判 S61.10.24)

〔論点 3〕 弁護士資格を有する監査役による訴訟代理（最判 S61.2.18・百 74）

〔論点 4〕 兼任禁止にふれる者を監査役に選任する株主総会決議の効力（最判 H 元.9.19）

5. 監査役の報酬等 p77

〔論点 1〕 監査役の報酬等の決定を取締役会・監査役会に一任することの可否

第5節. 役員等の責任の追及等 p78～81

1. 株主代表訴訟 p78～79

〔論点 1〕 株主代表訴訟の対象となる「責任」の範囲（最判 H21.3.10・百 67）

〔論点 2〕 提訴請求書の宛名（最判 H21.3.31・百 A19）

〔論点 3〕 担保提供命令の要件である「悪意」の意味（東京高決 H7.2.20・百 68）

2. 多重代表訴訟等 p79～80

3. 違法行為等差止請求 p80

〔論点 1〕 「法令」の範囲

〔論点 2〕 経営判断の原則

4. 検査役の選任請求 p81

〔論点 1〕 持株要件の充足の基準時（最決 H18.9.28・百 59）

第5章 資金調達 p83～94

第1節. 募集株式の発行等 p83～91

1. 有利発行 p83～84

〔論点 1〕 有利発行の判断基準（1）シナジー分配が問題とならない場合（最判 S50.4.8 東京高判 S48.7.27・百 97）

〔論点 2〕 有利発行の判断基準（2）シナジー分配が問題となる場合

〔論点 3〕 非上場会社における募集株式の有利発行（最判 H27.2.19・百 23）

〔論点 4〕 違法な有利発行による会社損害の有無（東京地判 H24.3.15・H24 重判 8）

2. 出資の履行に関する問題点 p84～86

（1）仮払込み p84～85

〔論点 1〕 見せ金による払込みの効力

〔論点 2〕 仮払込みによる募集株式の発行等の効力

（2）債務の株式化（デッド・エクイティ・スワップ） p85～86

3. 新株発行の争い方 p86～91

（1）新株発行の差止請求 p86～87

〔論点 1〕 主要目的ルール（東京高決 H16.8.4・百 98、東京地決 H16.7.30）

〔論点 2〕 敵対的買収防衛策としての例外（東京高決 H17.3.23・百 99）

〔論点 3〕 株主割当てと主要目的ルール（平成 25 年司法試験設問 3）

（2）新株発行無効の訴え p87～90

〔論点 1〕 募集事項の通知・公告の欠欠（最判 H9.1.28・百 27）

〔論点 2〕 株主総会の招集通知における募集事項の記載の虚偽・欠欠

〔論点 3〕 差止仮処分命令違反（最判 H5.12.16・百 101）

〔論点 4〕 公開会社における株主の支配的利益への配慮

〔論点 5〕 公開会社における取締役会決議の欠欠（最判 S46.7.16・百 24）

〔論点 6〕 公開会社の有利発行における特別決議の欠欠（最判 S46.7.16・百 24）

〔論点 7〕 不公正発行

（論証 1）公開会社（最判 H6.7.14・百 102）

（論証 2）非公開会社

〔論点 8〕 非公開会社における株主総会の特別決議の欠缺（最判 H24.4.24・百 29）

（3）新株発行不存在確認の訴え p90～91

〔論点 1〕 新株発行の不存在（最判 H9.2.28）

〔論点 2〕 新株発行不存在確認判決が確定した場合の法律関係（最判 H15.3.27）

第 2 節. 新株予約権 p92～94

〔論点 1〕 募集新株予約権の有利発行

〔論点 2〕 新株予約権の行使条件の委任・変更・違反（最判 H24.4.24・百 29）

（論証 1）新株予約権の行使条件の決定を取締役会に委任することの可否

（論証 2）委任に基づき取締役会が定めた行使条件を付した新株予約権の発行後に、取締役会の決議により行使条件を変更することの可否

（論証 3）行使条件に反する新株予約権の行使による株式発行の効力

〔論点 3〕 新株予約権の行使による新株発行の無効主張の制限の是非

〔論点 4〕 差別的行使条件付新株予約権の無償割当て（最決 H19.8.7・百 100）

- ・新株予約権無償割当てにも 247 条が類推適用されるか
- ・差別的行使条件の株主平等原則違反（247 条 1 号類推）
- ・著しく不公正な方法（247 条 2 号類推）

第 6 章 組織再編 p95～112

第 1 節. 承継型組織再編 p95～99

1. 組織再編契約の締結 p95～96

2. 事前開示 p96

3. 株主総会の特別決議による承認 p96

4. 反対株主の株式買取請求権 p96～97

〔論点 1〕 組織再編対価の不当性は無効原因になるか（東京高判 H2.1.31・百 91）

〔論点 2〕 「公正な価格」の内容（最決 H24.2.29・百 87）

〔論点 3〕 「公正な価格」の基準日（最決 H23.4.19・百 86）

5. 債権者異議手続 p97～98

6. 組織再編の効力発生 p98～99

7. 事後開示 p99

第 2 節. 新設型組織再編 p100～101

1. 組織再編契約の締結・組織再編計画の作成 p100

2. 事前開示 p100

3. 株主総会の特別決議による承認 p100～101

4. 反対株主の株式買取請求権 p101

5. 債権者異議手続 p101

6. 組織再編の効力発生 p101

7. 事後開示 p101

第3節. 株式交付 p102～108

1. 概要 p102
2. 株式交付をすることができない場合 p102～103
3. 手続 p103
 - (1) 株式交付計画の作成 p103～104
 - (2) 株式交付子会社の株式の譲渡し p104～105
 - (3) 事前開示 p105
 - (4) 株主総会の特別決意による承認 p105
 - (5) 反対株主の株式買取請求 p105
 - (6) 債権者異議手続 p105～106
 - (7) 株式交付の効力発生 p106
4. 株式交付の効力が発生しない場合 p106
5. 株式交付の争い方 p106～107
 - (1) 効力発生前 p106～107
 - ・株式交付の差止請求
 - ・承認決議の取消・無効確認の訴え＋仮処分の申立て
 - (2) 効力発生後 p107
 - ・株式交付無効の訴え
 - ・株式交付子会社の株式の譲渡しの無効又は取消し
6. その他 p107～108

第4節. 組織再編の争い方 p109～112

1. 効力発生の前・後
 - (1) 効力発生前 p109
 - ア. 承認決議の取消・無効確認の訴え＋仮処分の申立て
 - イ. 株主の差止請求権
 - 〔論点1〕 組織再編対価の著しい不当性は差止事由になるか
 - (2) 効力発生後 p109～110
 - 〔論点2〕 組織再編契約における錯誤（名古屋地判 H19.11.21・百 92）
2. 詐害的な会社分割 p110～112
 - (1) 会社分割無効の訴え p110～111
 - (2) 詐害行為取消権 p111
 - 〔論点1〕 残存債権者による詐害的 会社分割の詐害行為取消し（最判 H24.10.12・百 93）
 - (3) 残存債権者の直接請求権 p111
 - (4) 法人格否認の法理 p111
 - (5) 設立会社による分割会社の商号（又は名称）の続用 p111～112
 - 〔論点2〕 会社分割への 22 条 1 項の類推適用（最判 H20.6.10・百 A37）
 - 〔論点3〕 名称続用への 22 条 1 項の類推適用（最判 H16.2.20）
 - (6) 役員等の対第三者責任

第7章 事業譲渡等 p113～115

1. 概要 p113～114

[論点 1] 「事業の…譲渡」の意義（最大判 S40.9.22・百 85）

[論点 2] 「事業の重要な一部」

[論点 3] 複数の取引の事業譲渡該当性判断における一体性（平成 27 年司法試験設問 2）

[論点 4] 承認決議を欠く事業譲渡等の効力（最判 S61.9.11・百 6）

[論点 5] 名称続用への 22 条 1 項の類推適用

2. 承認決議を要しない場合 p114

3. 事後設立 p114

4. 譲渡会社の債務についての譲受会社の責任 p114～115

第 8 章 計算 p117～121

第 1 節. 会計帳簿の閲覧謄写請求権 p117～118

1. 概要 p117

2. 論点 p117～118

[論点 1] 請求の理由の具体性（最判 H2.11.8、最判 H16.7.1・百 77）

[論点 2] 請求の理由を基礎づける事実の立証の要否（最判 H16.7.1・百 77）

[論点 3] 閲覧・謄写の対象（東京高判 H18.3.29・H18 重判 5）

[論点 4] 当該請求者のみの利害のための閲覧謄写請求の可否（最判 H16.7.1・百 77）

[論点 5] 433 条 2 項 3 号の拒否事由（東京地判 H19.9.20・H19 重判 3、最決 H21.1.15・百 78）

・現に協業関係にあることの要否（東京地判 H19.9.20・H19 重判 3）

・「請求者」と競業者の一体性（東京地判 H19.9.20・H19 重判 3）

・閲覧請求等により知り得る情報を自己の競業に利用するなどの主観的意図の要否（最決 H21.1.15・百 78）

第 2 節. 剰余金の配当等 p119～121

1. 財源規制の必要性 p119

2. 財源規制の詳細 p120～121

3. 期末の欠損填補責任 p121

手形法・小切手法

第1章 手形法 p123～136

[手形法の理論体系] p123

1. 手形の性質 p124

2. 手形関係と原因関係 p124～125

[論点1] 手形の振出により原因債権が消滅するか（大判 T7.10.29）

[論点2] 手形債権と原因債権の行使の順序（大判 T5.5.24、最判 S23.10.14・百 86）

[論点3] 原因債権を先に行使する場合には手形の返還を要するか（最判 S33.6.3・百 87）

3. 手形行為総論 p125～126

[論点1] 手形理論

[論点2] 交付欠缺

4. 形式的要件／実質的要件 p126～127

[論点1] 民法の意思表示に関する規定は手形行為に適用されるか（最判 S54.9.6・百 6）

5. 他人による手形行為 p127～129

[論点1] 偽造者の責任（最判 S49.6.28・百 17）

6. 裏書 p129～130

[論点1] 裏書不連続手形の効果（最判 S31.2.7・百 53）

[論点2] 裏書不連続手形の善意取得

7. 人的抗弁 p130～133

[論点1] 「債務者ヲ害スルコトヲ知リテ」

[論点2] 後者の抗弁（最大判 S43.12.25・百 36）

[論点3] 二重無権の抗弁（最判 S45.7.16・百 35）

8. 支払 p133～134

[論点1] 裏書不連続手形の所持人に対する支払いによる善意支払の成否

[論点2] 善意支払における「善意」の意味

9. 遡求 p134～135

10. 利得償還請求権 p135

11. 手形保証 p135～136

[論点1] 主債務が実質的に無効である場合（最判 S45.3.31・百 63）

12. 白地手形 p136

第2章 小切手 p137

商法総則・商行為法

1. 商法総則・商行為法の適用範囲 p138

[論点 1] 自然人の商人資格の取得時期 (最判 S33.6.19・百 3)

2. 商業登記 p139

3. 商号 p139

4. 営業譲渡 p139

5. 商業帳簿 p139～140

6. 商業使用人と代理商 p140

7. 商行為・商人の行為に関する規定 p140～141

[論点 1] 相手方が代理人との法律関係を選択した場合の処理 (最大判 S43.4.24・百 37)

8. 商事売買 p141～142

[論点 1] 不特定物売買への適用 (最判 S35.12.2・百 51)

[論点 2] 検査・通知義務を履行した買主の権利の内容・消長 (最判 H4.10.20)

9. 仲立・取次 p142

10. 陸上運送営業と倉庫営業 p142～144

11. 場屋の主人の責任 p144

12. 匿名組合 p144

13. 交互計算 p146

エ. 招集通知の省略

株主全員の同意がある場合には、書面投票又は電子投票を実施するときを除き、招集通知を省略して株主総会を開催することができる（300条）。

〔論点1〕 代理人出席を含む全員出席総会の決議の効力

招集手続を欠いていても、株主全員がその開催に同意して出席した全員出席総会の場合であれば、株主総会決議が有効に成立するといえるか。

招集手続（299条）の趣旨は株主に出席の機会及び議事・議決の準備の機会を保障することにある。

そして、株主全員の同意に基づく全員出席総会において株主総会の権限事項について決議がなされたのであれば、上記趣旨に反しないから、決議の瑕疵が治癒されると解する。

また、代理人も含んだ全員出席総会の場合であっても、①株主が議題を了知して委任状を作成しており、かつ、②当該決議が当該総会の議題の目的の範囲内のものである限り、上記趣旨に反しないから、決議の瑕疵が治癒されると解する。

C

最判 S60.12.20・百 30

（3）株主総会参考書類等の提供

ア. 原則

株主総会の招集に際して、取締役から株主に対して株主総会参考書類等（株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類・事業報告、連結決算書類）の全部又は一部を提供するべき場合がある（301条、302条、437条、444条6項）。株主総会参考書類等の提供は、原則として書面による。

イ. 例外

①個別の承諾に基づくインターネットによる提供（299条2項・3項、301条、302条1項・2項、437条、444条6項、施行規則133条2項、計算規則133条2項、計算規則134条1項）

➡上場会社では、株主の数が多いため、全ての株主から個別の承諾を得ることが困難であるから、ほとんど利用されていない。

②ウェブ開示によるみなし提供制度（施行規則94条1項、133条3項、計算規則133条4項、134条4項）

➡株主総会参考書類等書類における議案など、ウェブ開示によるみなし提供制度を用いることができない事項もある。

③電子提供措置（325条の2以下）

➡令和1年改正法により、定款で電子提供制度をとる旨を定めることにより、株主総会参考書類等の内容である情報について、自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に対し当該ウェブサイトのアドレス等を株主総会の招集通知に記載等して通知すれば、株主に対して株主総会参考書類等を書面で提供しなくてもよいこととされた。

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社は、取締役会設置会社である場合、又は書面投票若しくは電子投票を実施する場合には、電子提供措置をとることを義務付けられる（325条の3第1項柱書）。電子提供措置をとる場合、招集通知を発すべき時期は株主総会の2週

間前までに統一される（325条の4第1項）。

インターネットを利用することが困難である株主の利益に配慮する趣旨から、株主は、株式会社に対して、電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求することができる（325条の5）。一度された書面交付請求は、その後の全ての株主総会（及び種類株主総会）について効力を有する（325条の5第1項）。

3. 株主提案権

B 総まくり 53 頁

株主総会における議題や議案については、招集権者が決定し、これを株主総会に提案するのが原則である。この原則に従う場合、株主が議題や議案を提案するためには、自ら株主総会の招集請求（297条）をして議題や議案を提案することになる。もっとも、株主による株主総会の招集請求の要件は厳格である。そこで、会社法は、株主総会の招集権者でない株主にも議案や議案を提案する機会を与えるために、株主提案権（303条～305条）を定めている。⁴⁾

（1）議題提案権

議題提案権とは、株主が、取締役に対して、自らが議決権を行使することができる一定の事項を株主総会の議題とすることを請求する権利をいう（303条1項）。

（2）議案提案権

議案提案権とは、株主が、株主総会において、株主総会の議題のうち自らが議決権を行使することができる事項について議案を提出する権利をいう（304条本文）。

（3）議案要領通知請求権

議案要領通知請求権とは、株主が、取締役に対して、株主総会の日の8週間（定款で短縮可）前までに、株主総会の議題について自らが提出しようとする議案の要領を株主に通知すること（招集通知をする場合には、招集通知に記載又は記録すること）を請求する権利をいう（305条1項本文）。

令和1年改正法は、一人の株主が膨大な量の議案を提出することにより株主総会の円滑な議事の進行が妨げられることを防止する趣旨で、取締役会設置会社の株主が議案要領通知請求権により同一の株主総会において提出することができる議案の数を1人当たり10個に制限した（305条4項）。⁵⁾

4. 一株一議決権の原則とその例外

B 総まくり 54～55 頁

（1）原則

株主は、株主総会において、その有する株式1株につき1個の議決権を有

⁴⁾ 議題とは、「株主総会の目的である事項」（298条1項2号）という。議案とは、議題に関して、株主総会において具体的に決議に付す（株主の賛否を問う）事項をいう。

⁵⁾ ⑦取締役が議案を提出する場合、①議題提案権（303条）や議案提案権（304条）により議題又は議案を提出する場合、及び⑧株主が自ら株主総会を招集した場合（この場合、取締役に対して議案の要領の通知を請求することがないため）は、305条4項により提出可能な議案の数が制限されることはない。

取締役の報酬等についてお手盛りの弊害を防止するために株主の自主的な判断に委ねるという報酬規制の趣旨から、定款又は株主総会決議により取締役の報酬額が定められた場合に初めて、取締役の具体的な報酬請求権が発生すると解される。

もっとも、報酬支給につき株主総会により追認された場合には、株主の自主的な判断がなされたといえるから、報酬規制の趣旨を没却するような特段の事情がない限り、当該報酬支給は適法・有効になると解する。

11. 任務懈怠責任（423条1項）

A 総まくり 105～118 頁

（1）成立要件

ア. 責任の主体

「取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人」である。

〔論点1〕事実上の取締役

A

適法な選任手続を経ていないだけで取締役としての責任を免れるのでは、会社業務の適正を図るという423条1項の趣旨が没却される。

そこで、取締役ではないが対外的にも対内的にも重要事項についての決定権を有する実質的経営者には、同条項が類推適用されると解する。

事案によっては「事実上、取締役として会社業務に関与している者」というように、規範を緩和する。

イ. 任務懈怠

取締役の「任務」は、①会社に対する善管注意義務（330条・民法644条）、②忠実義務（355条）、③法令・定款・株主総会決議遵守義務（355条）である。

そして、②は①を敷衍して一層明確にしたにとどまり、これと別個の高度な義務ではない。そのため、②は①に包摂される。

論文試験では、⑦「取締役」の「任務」の内容を明かにする⇒取締役が⑦の「任務」を「怠った」といえるか、という流れで検討するのが望ましい。

事案によっては、⑦では、当該事案で「取締役」の「任務」として負う善管注意義務・忠実義務の内容を具体的に指摘すべき場合もある。

最判 H45.6.24・百2

〔論点2〕会社を名宛人とする法令

A

「取締役」は、「その任務」として「法令」を遵守する義務を負う（355条）。

最判 H12.7.7・百49

①取締役を名宛人として取締役の受任者としての義務を一般的に定める一般規定（330条・民法644条、355条）、②これを具体化する形で取締役がその職務遂行に際して遵守すべき義務を個別的に定める規定が「法令」に含まれることに争いはない。問題は、③会社を名宛人として会社がその業務を行うに際して遵守すべき規定まで含まれるかである。

会社が業務を行うに際して法令を遵守すべきことは当然であるから、会社の業務執行を決定し、業務の執行に当たる取締役も、会社に法令違反をさせないようにする職務上の義務を負う。

そこで、355条の「法令」には、会社を名宛人とする法令も含まれると解する。

〔論点 3〕 経営判断の原則

1. 「取締役」は、「その任務」として善管注意義務（330 条・民法 644 条）を負う。

取締役の経営判断が萎縮することは株主の利益にならないから、将来予測にわたる経営上の専門的判断が必要とされる事項の決定については、行為当時の状況に照らし経営判断の内容・過程に著しく不合理な点がない限り、善管注意義務違反にはならないと解する。²⁸⁾

2. …略…（当てはめ）

まず、経営判断を誤った事項が、経営判断原則が適用される、「将来の予測にわたる経営上の専門的判断が必要とされる事項」であることを認定する。

次に、判断の内容の合理性を検討する。判断の内容の合理性といっても、結果からダイレクトに判断してはならない。

そして、判断の過程の合理性では、経営方針を協議する機関である経営会議や取締役会の検討を経ていること、弁護士（事案によっては公認会計士等）の専門家の意見を聴取していることが重視される。

〔判例 1〕 完全子会社化のための株式の任意買取り

本判決は、グループ事業再編計画の一環としての完全子会社化のために、Z 社が A 社の株主から評価額の 5 倍以上の金額で株式を任意買取りしたという事案において、株式取得の方法・金額の双方について経営判断原則を適用している。

（i）株式取得の方法として任意買取りを選択した点については、「円滑に株式取得を進める方法として合理性がある」としている。

（ii）買取価格を 1 株 5 万円（買取当時の評価額は 1 株 9709 円）とした点については、⑦買取を円滑に進めて買取りの相手方である加盟店等との友好関係を維持することが Z 社グループの事業遂行に有益であること、④非上場株式の評価額には相当の幅があること、及び⑦事業再編の効果による A 社の企業価値の増加が期待できたことなどを理由に、「著しく不合理であるとはいえない」としている。

（ii）の判断過程については、「Z 社及びその傘下のグループ企業各社の全般的な経営方針等を協議する機関である経営会議において検討され、弁護士の意見も聴取されるなどの手続が履践されている」ことを理由に、その不合理性を否定している。

〔判例 2〕 銀行の取締役の善管注意義務の水準

銀行の取締役の善管注意義務にも経営判断原則が適用される余地がある。

もっとも、銀行の取締役が金融取引の専門家であることや、銀行の経営破綻が社会一般に広範かつ深刻な混乱を生じさせることからす

A

最判 H22.7.15・百 50

A

最判 H22.7.15・百 50

B

最決 H21.11.9

²⁸⁾ 監視義務違反、会社と取締役の利益が衝突する場合（競業取引・利益相反取引に限られない）、法令違反行為には、経営判断原則は適用されない。

第3節. 株式交付

A 総まぐり 179~185 頁

1. 概要

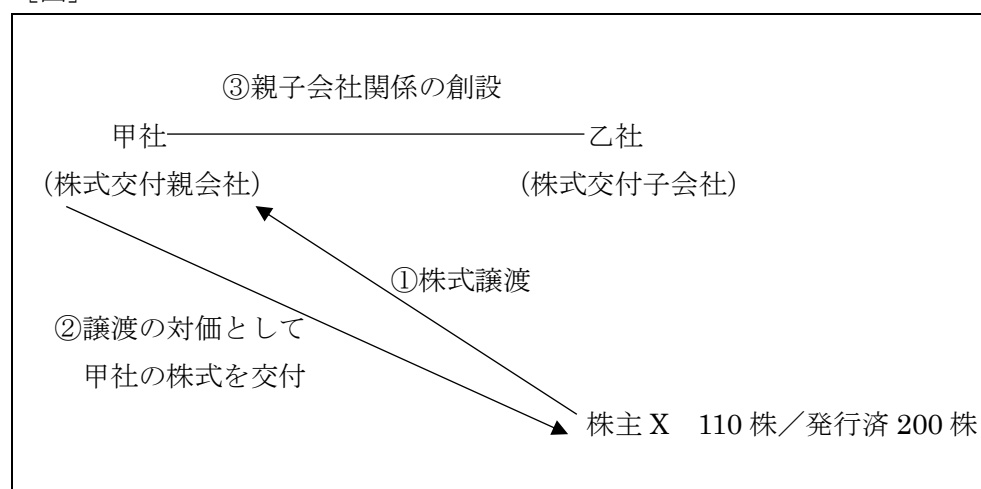
株式交付は、株式会社（買収会社）が自社株を対価とする手法により円滑に他の株式会社（被買収会社）を自社の子会社とするための制度として、令和 1 年改正により創設された制度である（2 条 32 号の 2、774 条以下）。

令和 1 年改正前会社法の下においても、買収会社が自社株を対価として被買収会社を自社の子会社とするための方法として、(1) 買収会社の株式を対価とする株式交換（2 条 31 号、767 条以下）、(2) 買収会社が被買収会社の株式を現物出資財産として自社の株式の募集をする（199 条以下、199 条 1 項 3 号）という手法があった。

もともと、(1) 株式交換では、買収会社が被買収会社の発行済株式の全てを取得する必要があるため、買収会社が被買収会社の完全子会社化までは予定していない場合には株式交換を用いることができない。また、(2) では、原則として、検査役の調査が必要となる（207 条）といった障害がある。

そこで、改正会社法は、(3) 買収会社が被買収会社の株主から被買収会社の株式を譲り受け、その対価として自社の株式を当該株主に交付することを内容とする株式交付という新しい制度を創設したのである。

[図]



2. 株式交付をすることができない場合

①株式会社（買収会社）が既に議決権の過半数を有している他の株式会社（被買収会社）の株式を買い増す場合

➡会社法上、株式交付は、株式交付が他の株式会社を新たに自社の子会社とする場合に限定されている（2 条 32 号の 2 参照）。

②株式会社が他の株式会社の株式を取得しても、他の株式会社が自社の子会社とならない場合（自社が保有する議決権が過半数に至らない場合）

➡「株式会社が他の株式会社をその子会社…とするため」という文言（2 条 32 号の 2）に反するから。

③被買収会社が「株式会社」以外の会社（持分会社、株式会社と同種の外国会社）である場合

➡条文上、被買収会社は「他の株式会社」に限定されている（2条32号の2）から。

④買収会社又は被買収会社が清算会社である場合

➡509条1項3号により禁止されている。

⑤株式会社が他の株式会社を施行規則3条3項2号又は3号に該当する子会社とする場合

3. 手続

（1）株式交付計画の作成

ア. 手続

株式会社（株式交付親会社）は、株式交付計画を作成しなければならない（774条）。

株式会社が取締役会設置会社であれば、「その他の重要な業務執行」として取締役会の決議により株式交付計画の内容を決定した上で（362条4項柱書）、代表取締役が同計画を作成する。¹⁾

イ. 対価に関する定め

（ア）譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限

- ・株式交付計画で定めるべき事項の1つとして、株式交付により譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限（774条の3第1項2号）がある。

➡その下限についての定めは、株式交付の効力発生日において株式交付子会社が株式交付親会社の子会社となる数（株式交付親会社が株式交付子会社の議決権の過半数を保有することになる数）でなければならない（同条2項）。

（イ）対価の種類

- ・株式交付において、株式交付親会社の株式を全く交付しないことは許されない（774条の3第1項3号）。株式交付は、自社株を対価として親子会社関係を創設する手法として新設された制度だからである。

cf. 株式交換（768条1項2号）

➡ただし、株式交付親会社の株式に加えて、比率の調整のために「金銭等」を対価とすることは可能である（同条項5号）。

- ・株式交付において、その対価として、株式交付親会社の株式とともに、それ以外の「金銭等」として株式交付親会社が既に適法に有している自社の親会社の株式を交付することも可能である（774条の3第1項4号、8号）。

➡ただし、株式交付親会社が株式交付における対価として交付するために自社の親会社の株式を取得することは、子会社による親会社株式の禁止に抵触するものとして許されない（135条1項・2項、施行規則23条）。

cf. 株式交換（800条1項）

¹⁾ もっとも、監査等委員会設置会社や指名委員会等設置会社では、簡易手続による場合には、取締役が執行役に株式交付計画の内容の決定を委任することができる（399条の13第1項・4項・5項22号、416条1項・4項24号）。

に至るまで善意取得も生じていないという事実)である。

裏書の連続した手形の所持人が権利者として推定されるのは、個々の裏書の有する資格授与的効力の集積の結果である。

〔論点 1〕 裏書不連続手形の効果

裏書不連続手形の所持人は、裏書不連続部分について実質的権利移転の事実(あるいは、被裏書人と裏書人の同一性)を主張立証することで、手形上の権利を行使することができる(架橋説)。

上記の主張立証により、裏書不連続部分の資格授与的効力の欠缺が治癒される結果、全体としての資格授与的効力も回復するからである。

A

最判 S31.2.7・百 53

(3) 善意取得

裏書により善意・無重過失で手形を取得した者は、その裏書が法律行為として無効であっても、手形上の権利を取得する(16条2項)。

ア. 適用範囲

善意取得の適用範囲は、譲渡人の無権利に限られず、譲渡人の制限行為能力・意思無能力・意思の不存在・意思表示の瑕疵・無権代理・人違いにも及ぶ(無制限説)。

理由は、手形取引の安全という善意取得の制度趣旨にある。

イ. 裏書の連続している手形の所持人からの取得であること

善意取得のためには、原則として裏書の連続している手形の所持人からの取得であることを要する(16条2項本文)。善意取得は裏書の連続している手形の所持人の有する形式的資格に基礎を置く制度だからである。

〔論点 2〕 裏書不連続手形の善意取得

裏書不連続の手形の所持人も、裏書不連続部分について実質的権利移転の事実を主張立証すれば、善意取得が可能となる(架橋説)。

上記の主張立証により、裏書不連続部分の資格授与的効力の欠缺が治癒される結果、善意取得の基礎となっている全体としての資格授与的効力も回復するからである。

A

ウ. 手形法的流通方法による取得

手形の強度の流通性を保護するという制度趣旨から、権利移転的効力又は質入れの効力を有する裏書による取得に限られる。

したがって、相続・合併などの包括承継、指名債権譲渡の方式による譲渡、裏書禁止手形の取得などの場合には、善意取得は認められない。

エ. 悪意・重過失でないこと

悪意の対象は、権利移転に瑕疵があることである(前記アの無制限説)。基準時は、手形取得時である。

7. 人的抗弁

A 総まくり 216~219 頁

(1) 抗弁の分類

抗弁には、①物的抗弁(すべての手形所持人に対して主張しうる)と②人的抗弁(特定の手形所持人に対してのみ主張しうる)がある。

①は、偽造・変造、無権代理、交付欠缺、受戻しなき支払等。

②は、広義の人的抗弁（行使主体に限定なし - 手形の盗難者、無権利者からの譲受人等）と、狭義の人格抗弁（行使主体の限定あり - 意思表示の瑕疵等、同時履行の抗弁権、原因関係等の抗弁等）に分類される。

②には、原因債権の時効消滅も含まれる（最判 S43.12.12）

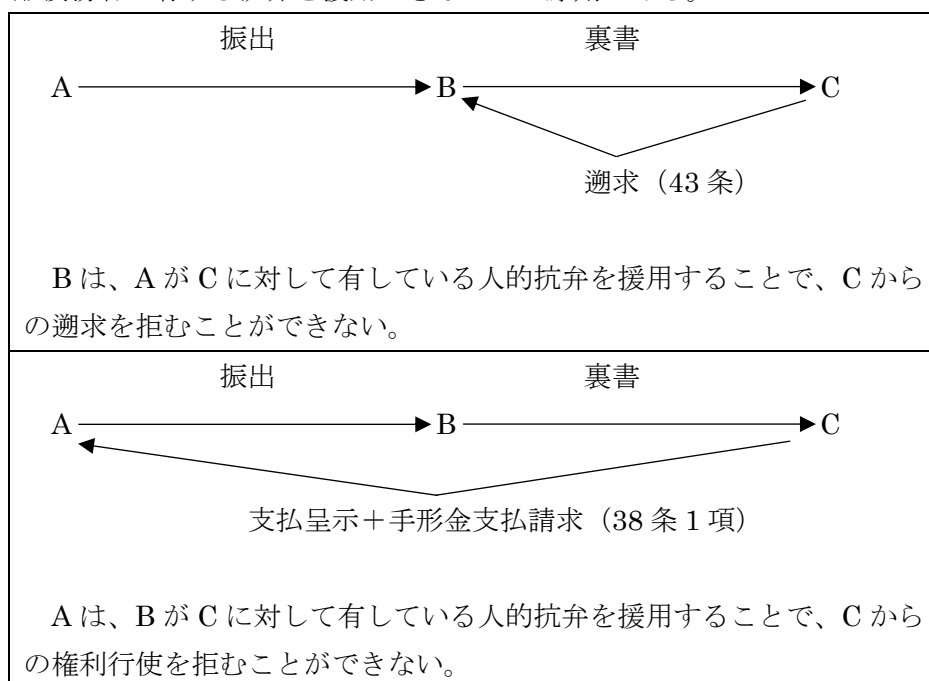
（2）17条の人的抗弁（狭義の人的抗弁）

ア. 直接の当事者間での人的抗弁の対抗

直接の当事者間では、狭義の人的抗弁も対抗することができるのは当然のことである。

イ. 人的抗弁の個別性（抗弁を主張する側の問題）

各手形債務者は、自己の有する抗弁のみを主張することができ、他の手形債務者の有する抗弁を援用できないのが原則である。

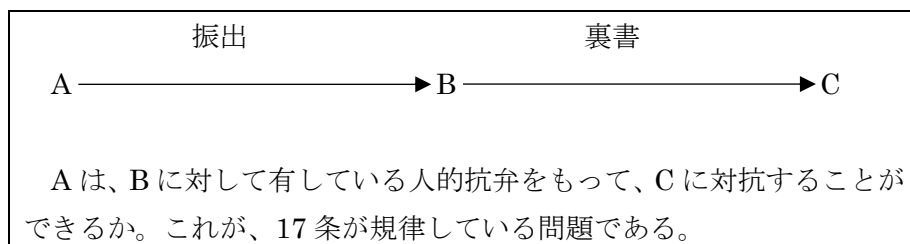


ウ. 17条（抗弁を主張される側の問題）

（ア）趣旨・構造

手形の裏書は債権譲渡であるから、債権譲渡の一般原則によれば、債務者は、裏書人に対して対抗できる抗弁を当該裏書人からの譲受人にも対抗できるのが原則である。しかし、このように考えると、手形取得者が自己の関知しない前者の事情に基づく抗弁を対抗されることとなり、手形の流通が害される。

そこで、17条は、手形の流通促進を図るために、政策的に債権譲渡の一般原則を修正し、前者との間における人的抗弁は善意の第三者に対抗できないとする特則を定めたのである。²⁾



²⁾ 手形所持人であっても、手形金の支払いを求めるにつき何らの経済的利益も有しないものは、人的抗弁切斷の利益を享受し得る「所持人」に当たらない。

商法総則・商行為法

1. 商法総則・商行為法の適用範囲

B 総まくり 225～226 頁

(1) 商行為

①基本的商行為と②附屬的商行為（503 条）に分類され、①は、絶対的商行為（501 条）と營業的商行為（502 条）に分類される。そして、營業的商行為と附屬的商行為は、相對的商行為と呼ばれる。

「商人」（4 条 1 項）の行為は、「その營業のためにする」ものと推定される（503 条 2 項）から、その結果、附屬的商行為の推定を受けることになる。

(2) 商人

①固有の商人（4 条 1 項）と②疑似商人（4 条 2 項）がある。

[論点 1] 自然人の商人資格の取得時期

自然人について、營業の開始時に商人資格を取得できることに争いはない。問題は、基本的商行為を行う以前の開業準備の段階で商人資格を取得できるかである。

A

最判 S33.6.19・百 3

基本的商行為開始までは商人資格を取得できないと實際上の不都合が生じるから、開業準備行為・基本的商行為間の計画的関連性にも鑑み、開業準備段階でも商法資格を取得し得ると解する。

そして、取引の相手方と行為者の利益との調和を図る観点からは、營業の意思を相手方に認識し、又はそれが客觀的に認識可能となった時点で、商人資格の取得が認められると解すべきである。

2. 商業登記

B 総まくり 226～227 頁

商業登記には、①消極的公示力（9 条 1 項前段）、②積極的公示力（9 条 1 項後段）、③不実登記における一種の公信力（9 条 2 項）がある。

③の趣旨を外観理論に求める場合、「善意」として、登記を実際に見て信頼したことが必要となる。これに対し、禁反言法理に求める場合、登記の基礎となっている事実の信頼があれば足りる。

3. 商号（11 条～15 条）

C 総まくり 227 頁

商人（会社を除く）がその營業上自己を表示するために用いる名称もしくは会社の名称をいう。

4. 營業讓渡（16～18 条の 2）

C 総まくり 227 頁

…略…（論証集 113 頁以下参照）

5. 商業帳簿（19 条）

C 総まくり 227 頁

商人が營業のために使用する財産の状況を記録するために作成することを義

判例（会社法）

- ・ 大判 T15.4.30 p98
- ・ 大判 S2.7.4（百 7） p7
- ・ 大判 S6.2.3 p44
- ・ 大判 S7.4.30（百 79） p98
- ・ 最判 S27.2.15（百 1） p1
- ・ 最判 S28.3.29 p4
- ・ 最判 S30.10.20 p20
- ・ 最判 S30.12.19 p4
- ・ 最判 S31.10.5 p60
- ・ 最判 S35.9.15（百 A5） p21
- ・ 最判 S35.10.14 p45
- ・ 最判 S36.11.24 p38
- ・ 最判 S37.4.20 p21
- ・ 最判 S37.5.1 p4
- ・ 最判 S38.9.5 p50
- ・ 最判 S38.12.6（百 8） p5
- ・ 最判 S38.12.24 p7
- ・ 最判 S39.8.28 p52
- ・ 最判 S39.12.11（百 61） p60
- ・ 最大判 S40.9.22（百 85） p113
- ・ 最判 S40.9.22（百 64） p49
- ・ 最判 S40.11.16（百 25） p19
- ・ 最判 S41.1.27 p3
- ・ 最判 S41.7.28（百 15） p20
- ・ 最判 S41.11.10 p45
- ・ 最判 S42.9.28（百 36） p40
- ・ 最判 S42.11.17（百 9） p9
- ・ 最判 S43.6.13 p3
- ・ 最判 S43.11.1（百 32） p35
- ・ 最大判 S43.12.25（百 58） p56
- ・ 最判 S44.2.27（百 3） p1
- ・ 最判 S44.3.28（百 66） p47
- ・ 最判 S44.11.27 p45
- ・ 最判 S44.12.2（百 65） p48
- ・ 最判 S45.1.22（百 13） p17
- ・ 最判 S45.4.2（百 38） p39
- ・ 最判 S45.4.23 p54、55
- ・ 最大判 S45.6.24（百 2） p43
- ・ 最判 S45.8.20 p57

- ・ 最判 S45.11.6 (百 46) p44
- ・ 最判 S45.11.24 p10
- ・ 最判 S47.6.15 p69
- ・ 最判 S46.7.16 (百 24) p89
- ・ 最大判 S46.10.13 (百 57) p52、56
- ・ 最大判 S47.11.8 (百 A4) p19
- ・ 最判 S48.5.22 (百 71) p65
- ・ 最判 S48.6.15 (百 18) p14、p15
- ・ 東京高判 S48.7.27 (百 97) p83
- ・ 最判 S50.6.27 (百 47) p44
- ・ 最判 S51.12.24 p35
- ・ 最判 S51.12.24 (百 37) p39
- ・ 最判 S52.12.23 p3
- ・ 最判 S53.9.14 p2
- ・ 最判 S54.5.1 p3
- ・ 最判 S54.11.16 (百 43) p42
- ・ 東京地判 S56.3.26 (百 55) p50、51
- ・ 最判 S57.1.21 (百 44) p43
- ・ 最判 S58.1.25 p3
- ・ 最判 S58.6.7 (百 39) p39
- ・ 最判 S59.3.29 p45
- ・ 最判 S60.3.26 p60
- ・ 最判 S60.12.20 (百 30) p31
- ・ 最判 S61.2.18 (百 74) p76
- ・ 東京高判 S61.6.26 p76
- ・ 最判 S61.9.11 (百 6) p6、p113
- ・ 大阪高判 S61.10.24 p76
- ・ 最判 S62.4.16 (百 72) p69
- ・ 最判 S62.4.21 p76
- ・ 最判 H 元.9.19 p76
- ・ 東京高判 H2.1.31 (百 91) p95
- ・ 最判 H2.4.17 (百 41) p41
- ・ 最判 H2.11.8 p115
- ・ 最判 H2.12.4 (百 10) p18
- ・ 最判 H4.10.29 p39
- ・ 最判 H4.12.18 (百 62) p61
- ・ 最判 H5.3.30 (旧百 18) p14
- ・ 最判 H5.9.9 (百 22) p24
- ・ 最判 H5.12.16 (百 101) p88
- ・ 最判 H6.1.20 (百 63) p48

- ・ 最判 H6.7.14 (百 102) p89、90
- ・ 東京高決 H7.2.20 (百 68) p79
- ・ 最判 H7.11.30 p2
- ・ 最判 H8.11.12 (百 A8) p11
- ・ 最判 H9.1.28 (百 11) p17、18
- ・ 最判 H9.1.28 (百 27) p87
- ・ 最判 H9.2.28 p91
- ・ 最判 H9.3.27 p14
- ・ 最判 H10.11.26 (百 A12) p34
- ・ 最判 H12.7.7 (百 49) p62
- ・ 東京地判 H13.1.25 p66
- ・ 最判 H15.2.21 (百 A17) p59、61
- ・ 最判 H16.2.20 p112、114
- ・ 最判 H16.7.1 (百 77) p117
- ・ 東京地決 H16.7.30 p86
- ・ 東京高決 H16.8.4 (百 98) p86
- ・ 最判 H17.2.15 p61
- ・ 東京高決 H17.3.23 (百 99) p86、94
- ・ 最判 H17.7.15 (百 4) p2
- ・ 東京高判 H18.3.29 (H18 重判 5) p117
- ・ 最判 H18.4.10 (百 14) p12
- ・ 大阪高判 H18.6.9 (H18 重判 2) p64
- ・ 最決 H18.9.28 (百 59) p81
- ・ 最判 H19.3.8 (百 16) p21
- ・ 最決 H19.8.7 (百 100) p93
- ・ 東京地判 H19.9.20 (H19 重判 3) p118
- ・ 名古屋地判 H19.11.21 (百 92) p110
- ・ 東京地判 H19.11.28 (百 73) p70
- ・ 東京地判 H19.12.6 (H20 重判 3) p12
- ・ 最判 H20.1.28 (H20 重判 5) p68
- ・ 最判 H20.2.22 (H20 重判 9) p2
- ・ 最判 H20.2.26 (百 45) p44
- ・ 名古屋地一宮支判 H20.3.26 (百 A35) p20
- ・ 大阪地判 H20.4.18 p121
- ・ 最判 H20.6.10 (百 A37) p111
- ・ 最決 H21.1.15 (百 78) p118
- ・ 最判 H21.2.17 (H21 重判 1) p15
- ・ 最判 H21.3.10 (百 67) p78
- ・ 最判 H21.3.31 (百 A19) p78
- ・ 最判 H21.4.17 (H21 重判 2) p49

- ・ 最判 H21.7.9 (百 52) p66
- ・ 最決 H21.11.9 p63
- ・ 最判 H21.12.18 (百 A18) p61
- ・ 最判 H22.7.15 (百 50) p63
- ・ 福岡地判 H23.2.17 (H23 重判 5) p111
- ・ 最決 H23.4.19 (百 86) p97
- ・ 最決 H24.2.29 (百 87) p96
- ・ 東京地判 H24.3.15 (H24 重判 8) p84
- ・ 福岡高判 H24.4.13 (百 53) p66
- ・ 最判 H24.4.24 (百 29) p90、92
- ・ 最判 H24.10.12 (百 93) p111
- ・ 東京高判 H25.4.17 (百 54) p64
- ・ 最判 H26.1.30 (H26 重判 5) p68
- ・ 最判 H27.2.19 (百 12) p18
- ・ 最判 H27.2.19 (百 23) p83
- ・ 最判 H28.1.22 (H28 重判 6) p48
- ・ 最判 H28.3.4 p39
- ・ 東京高判 H29.1.31 (H29 重判 2) p12

判例（手形法・小切手法）

- ・ 大判 M40.3.27 p127
- ・ 大判 T5.5.24 p125
- ・ 大判 T7.10.29 p124
- ・ 大判 T10.10.1 p136
- ・ 大判 T15.10.13 p124
- ・ 大判 S8.5.16 p128
- ・ 最判 S23.10.14 (百 86) p125
- ・ 最判 S33.3.20 (百 46) p127
- ・ 最判 S33.6.3 (百 87) p125
- ・ 最判 S33.6.17 (百 11) p128
- ・ 最判 34.6.9 (百 84) p135
- ・ 最判 S36.11.24 (百 44) p136
- ・ 最判 S36.12.12 (百 10) p127
- ・ 最判 S37.5.1 (百 28) p132
- ・ 最判 S41.9.13 (百 2) p128
- ・ 最大判 S41.11.2 (百 43) p136
- ・ 最判 S43.12.12 p131
- ・ 最判 S43.12.24 (百 13) p129
- ・ 最大判 S43.12.25 (百 36) p132

- ・ 最判 S44.4.3 (百 15) p127
- ・ 最判 S45.3.31 (百 63) p135
- ・ 最判 S45.7.16 (百 35) p133
- ・ 最判 S49.6.28 (百 17) p128、129
- ・ 最判 S54.9.6 (百 6) p126

判例（商法総則・商行為法）

- ・ 大判 S6.11.13 p143
- ・ 大判 S12.3.10 p140
- ・ 最判 S33.6.19 (百 3) p139
- ・ 最判 S35.12.2 (百 51) p141
- ・ 最判 S38.11.5 p143
- ・ 最大判 S43.4.24 (百 37) p140
- ・ 最判 S44.10.17 p143
- ・ 最判 S45.4.21 (百 98) p143
- ・ 最判 S47.1.25 (百 52) p141
- ・ 最判 S51.2.26 p140
- ・ 最判 H4.10.20 p142